**★★ 認定こども園についてＱ＆Ａ ★★★**

**Q　認定こども園のメリットは何ですか？**

Ａ　認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき（ただし、３～５歳児の１号認定のみ）、保護者の就労状況が変化した場合でも、継続して利用できることが大きな特徴です。  
　また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていないこどものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

**Q　「1号認定」「2号認定」「3号認定」の違いは何ですか？**

Ａ 「１号認定」は、お子さんの年齢が３歳～５歳で、保育を必要とせず、幼稚園として利用される保護者の方が対象です。また、「２号・３号認定」は保育を必要とし、保育園として利用される保護者の方が対象です。（お子さんの対象年齢が、「２号認定」は３歳～５歳、「３号認定」は０歳～２歳となります。）  
 「保育を必要とする事由」は、就労、妊娠・出産、疾病などが挙げられます。詳しくは、今帰仁村教育委員会　幼保連携推進室（56-2645）までお問い合わせください。

**Q　「幼保連携型認定こども園」の先生は保育士ですか？幼稚園教諭ですか？**

Ａ　本村の「幼保連携型」の認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持ち、幼児教育と乳児保育を兼ね揃えた教育・保育を行ってまいります。  
　職員は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有する、「保育教諭」を配置しますので、教育・保育どちらを希望する方も安心してご利用いただくことができます。

**Q　働いていなくても、認定こども園の利用はできますか？**

Ａ　はい、満３歳以上のお子さんであれば、１号認定として利用することができます。認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく、３～５歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

**Q　現在働いているのですが、仕事を辞めた場合はどうなりますか？**

Ａ　認定こども園では、保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、２号認定から１号認定に移行することができ、継続して利用することができます。

**Q　認定こども園の保育料は誰が決めるのですか？**

Ａ　利用者の所得に応じ、国の基準を上限として、村が保育料を決定します。

1号認定の子どもは幼稚園保育料、２・３号認定の子どもは保育園保育料で、算定し、それぞれの世帯の住民税を基に算出することになります。

**★★ 保育所民営化におけるＱ＆Ａ ★★★**

**Q　民営化になったら保育料はどうなりますか？**

Ａ　保育料は、公立・私立ともに国の基準などに基づき保護者の住民税に応じて村が決定します。したがって、公立であっても私立であっても保護者の住民税や国の基準などが変わらない限り、民営化しても保育料は変わりません。

**Q　行事やイベント、お稽古ごとなどで保護者の金銭的な負担が増えませんか？**

**また、行事が多くなりすぎて平日の仕事に影響が生じませんか？**

Ａ　原則として、既入所児童の保護者負担は、現行に準じる方針です。実際の決定にあたっては、新たなサービス（ 例えば、遠足など）の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施するなど保護者・事業者・村による三者協議において決定する予定です。

**Q　保育内容は大きく変わるのですか？**

Ａ　保育所の基本運営は公立、私立ともに国が示す「保育所保育指針」に沿って運営されますので、保育方針や保育内容が大きく変わることはありません。

**裏面へ続く**

**Q　保育士は突然、すべて変わるのですか？**

Ａ　引継ぎ期間を設け、事業者の職員を保育園に勤務させて合同保育期間（ 公立と私立の職員が合同で保育を行う）をとる予定です。したがって、民営化しても子どもがまったく顔を知らない保育士ばかりになることはありません。さらに現在公立保育所で勤務している嘱託職員の中で、新しい民間保育所に勤務を希望する職員については可能な限り採用していただけるよう働きかけ、保育環境が大幅に変わることを緩和していきたいと考えています。

**Q　職員の配置基準はどうなるのか？**

**ベテランの保育士がいなくならないか心配です。**

Ａ　若い保育士とベテランの保育士がバランスよく配置され、かつ、子どもを中心に保育情報の共有化が図られていることが保育園の望ましい姿と考えています。公募にあたってはバランスのよい保育士年齢構成となるよう保育士の配置について保育の専門家の意見を取り入れながら条件を入れていきたいと考えています。

**Q　民営化したら保育士が減らされることはありませんか？**

Ａ　村内における保育所の保育士数は保育児童の年齢、児童数に適合した国の配置基準によって配置されるため、民営化しても保育士数は減ることはありません。

**Q　移管先事業者はどのようになるのですか？**

Ａ　移管先事業者は、保護者や子ども子育て会議等での意見を尊重しつつ、社会福祉法人または学校法人、株式会社等、広く公募することを検討しています。

**Q　移管先は、どのように決めるのですか？**

Ａ　移管先の選定にあたっては、公立保育所のよい面を継承していくことはもちろん、常に利用者の視点に立ち、かつ、効率的で質の高いサービスを提供し、村の目標とする事業を達成できる事業者に委託するため、公募による選定を考えています。選定にあたっては、公募条件に反映させていくとともに、実際の選定にあたっては学識経験者や子ども子育て会議委員、税理士、保護者の代表等からなる「保育所選定委員会（仮称）」を設置し専門性と透明性を確保していきたいと考えています。

**Q　移管先事業者は、いつごろ決めるのですか？**

Ａ　原則として、移管先事業者は三者協議の期間や引継ぎ方法を十分に打合わせする時間を確保するために、民営化の1年半前に事業者が決定されることが望ましいと考えています。移管先事業者選定は平成２８年７月頃を予定しています。

**Q　移管先事業者の選定にあたり保護者の声をどのように反映させていくのですか？**

Ａ　保護者のなかには、お仕事の都合でなかなか保護者説明会に参加できない方や保護者説明会に参加いただいている方々のなかにもまだ発言していないこともあるかと思います。村では、選定にあたって、少しでも多くの意見を公平に最大限反映できるよう、保護者アンケートを実施したいと考えています。

また、民営化に関するご要望等は随時受け付けていますので、何かありましたら今帰仁村教育委員会　幼保連携推進室（56-2645） までご連絡ください。また、移管先法人の選定にあたっては保護者の代表も参加していただきたいと考えています。

**Q　民営化した場合、村の関与がまったくなくなりますか？**

Ａ　村には保育を必要とする子どもに対し保育を実施する義務があります。この点は公立保育所の児童であっても私立保育園の児童であっても変わりはありません。また、保育所の入所の受付、保育料の決定等はすべて村が行っていきます。したがって、村の関与が全てなくなることはありません。

**Q　説明会は一回限りですか？**

Ａ　説明会は、具体的な認定こども園の概要や民営化の進め方等がまとまりしだい、平成28年2月頃を目処に再度、開催したいと考えております。要望がありましたら、今帰仁村教育委員会　幼保連携推進室（56-2645）までご連絡ください。

**表面もあります**